

平成二十四年二月十日受領
答弁第二四号

内閣衆質一八〇第二四号

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員中島政希君提出二・二六事件の裁判記録公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中島政希君提出二・二六事件の裁判記録公開に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の事件に係る訴訟の記録のうち、死刑又は無期の禁錮に係る裁判書は、刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第二項の保管記録（以下単に「保管記録」という。）として保管し、その余の訴訟の記録は、同法第九条第一項の刑事参考記録（以下単に「刑事参考記録」という。）として保存しているものであり、保管記録については、同法第四条により、これを保管する検察官は、請求があったときは、一定の場合を除き、これを閲覧させなければならず、刑事参考記録については、同法第九条並びに刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和六十二年法務省令第四十一号）第十四条及び第十五条により、これを保存する検察庁の長は、学術研究のため必要があると認める場合等には、申出により、これを閲覧させることができるとされており、閲覧の請求又は申出があった場合には、同法等の規定に基づきその許否を判断していると承知している。また、保管記録及び刑事参考記録の謄写については、記録事務規程（昭和六十二年法務省刑総訓第千十八号大臣訓令）第十六条及び第二十条により、これらの記録の閲覧を許す場合には、その謄写を許すことができるとされており、謄写の申出があった場合には、保管記録を保

管する検察官及び刑事参考記録を保存する検察庁の長は、謄写の必要性、弊害等を比較衡量してその許否を判断していると承知している。

四について

御指摘の「かつて二・二六事件裁判記録の一部が筆写され刊行されている」ことについて承知しておらず、「この場合」の「筆写」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。